

令和8年第1回

長万部町議会定例会会議録

令和 8年 3月 3日 開会
令和 8年 3月 5日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 8年 3月 3日（火曜日）第1号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	3 頁
○議案第1号 長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	15 頁
○議案第2号 長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	17 頁
○議案第3号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例	20 頁
○議案第4号 長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例	21 頁
○議案第5号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	22 頁
○議案第6号 長万部町都市公園条例の一部を改正する条例	23 頁
○議案第7号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	23 頁
○議案第8号 長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例	25 頁
○議案第9号 長万部町民体育館条例を廃止する条例	25 頁
○議案第10号 長万部町過疎地域持続的発展計画の策定について	27 頁
○議案第11号 令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）	29 頁
○議案第12号 令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	33 頁

○議案第13号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）-----	35頁
○議案第14号	令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）-----	36頁
○議案第15号	令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）-----	37頁
○議案第16号	令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）-----	38頁
○議案第17号	令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）-----	39頁
○議案第18号	令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）-----	40頁
	（議案第19号から議案第27号まで一括議題）-----	42頁
○議案第19号	令和8年度長万部町一般会計予算	
○議案第20号	令和8年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第21号	令和8年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第22号	令和8年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第23号	令和8年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算	
○議案第24号	令和8年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第25号	令和8年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第26号	令和8年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第27号	令和8年度長万部町病院事業会計予算	
○諸般の報告	-----	43頁
○同意第1号	長万部教育委員会教育長の任命について-----	43頁
○休会の決定	-----	44頁
○散会宣告	-----	44頁

令和8年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 8年 3月 3日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 8年 3月 3日（火） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番		6番	高 森 功 治
2番	橋 本 收 司	7番	長 崎 厚
3番	辻 紀 樹	8番	高 橋 克 英
4番	大 谷 敏 弥	9番	村 川 毅
5番	北 川 佳 嗣	10番	柏 倉 恵 里 子

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	水道ガス課長	田 中 俊 和
副 町 長	佐 藤 英 代	水道ガス課参事	廣 田 栄
総 務 課 長	佐 藤 久	出 納 室 長	工 藤 貴 司
危機対策室長	吉 田 泰 博	消 防 長	沼 田 明 宏
まちづくり推進課長	小山内 敏 洋	病 院 事 務 長	橋 本 啓 一
新幹線推進課長	岸 上 尚 生	病 院 参 事	加 藤 典 明
税 務 課 長	小 川 洋	教 育 長	近 藤 英 隆
町 民 課 長	増 田 理 恵	学 校 教 育 課 長	神 野 隆 之
保 健 福 祉 課 長	田 野 憲 哉	選挙管理委員会書記長	佐 藤 久
産 業 振 興 課 長	田 中 浩	監 査 事 務 局 長	佐々木 学
建 設 課 長	上 野 訓	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 浩

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐々木 学
事 務 局 主 査	本 前 武 広
議 事 係	川 村 界 斗

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4	議案第1号	長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第5	議案第2号	長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第6	議案第3号	長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	長万部町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例
日程第12	議案第9号	長万部町民体育館条例を廃止する条例
日程第13	議案第10号	長万部町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第14	議案第11号	令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）
日程第15	議案第12号	令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第13号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第14号	令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第15号	令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第17号	令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第18号	令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第19号	令和8年度長万部町一般会計予算
日程第23	議案第20号	令和8年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第21号	令和8年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和8年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第26	議案第23号	令和8年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算
日程第27	議案第24号	令和8年度長万部町ガス事業会計予算
日程第28	議案第25号	令和8年度長万部町水道事業会計予算
日程第29	議案第26号	令和8年度長万部町公共下水道事業会計予算
日程第30	議案第27号	令和8年度長万部町病院事業会計予算
日程第31	同意第1号	長万部町教育委員会教育長の任命について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回長万部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。監査委員から1月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、その写しを配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番大谷議員、7番長崎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月6日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から3月6日までの4日間と決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。

はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和8年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私は、町長の重責を担わせていただいて以来、長万部町のさらなる発展と町民生活の向上を目指し、町政の執行にあたってまいりました。この間、議員各位をはじめ、町民のみなさまから寄せられた温かいご支援ご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

我が国は、少子高齢化や人口減少の進行に加え、物価高騰やエネルギー問題など、社会経済情勢が大きく変化する時代の転換期にあります。政府は、地方創生や賃上げを含めた成長戦略、物価高対策、少子化・こども政策、デジタル化の加速、防災・減災対策の強化などを重要な柱として、地域の持続的な発展に向けた取組を進めております。このような国の動向を踏まえ、町政の執行にあたっては、国の施策と歩調を合わせつつ、人口減少や高齢化といった課題に真正面から向き合い、町民のみなさまが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

将来の北海道新幹線長万部駅開業を見据えながら、第4次長万部町まちづくり総合計画に則り、地域の特性やこれまで培ってきたつながりを生かして、暮らし・産業・子育て・防災の各分野において、自主・自立したまちであるために、町民の参加と合意により、将来を見据えた各種施策の実現に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ、町民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。

はじめに、北海道新幹線札幌延伸の状況について申し上げます。北海道新幹線札幌延伸の開業時期につきましては、2038年度前後まで延期される見通しとなりました。大変残念ではありますが、本町としてはこの状況に左右されることなく、駅前周辺の都市整備を着実に進めてまいります。

駅前周辺の都市整備は、交通結節点としての利便性向上に加え、町民の憩いの場と防災拠点としての機能を併せ持つものであり、町民のみなさまが安心して暮らし続けられる環境を形成する極めて重要な基盤であります。2030年度完成という当初の計画を堅持し、引き続き取り組んでまいります。

次に、長万部駅前周辺における都市整備について申し上げます。自由通路の整備につきましては、昨年度に引き続き詳細設計を進めるとともに、鉄道事業者との協議を一層具体化し、構造条件や施工工程、維持管理の整理を進めてまいります。

自由通路は、東西市街地を結ぶ交通結節点として、町の骨格を支える極めて重要な施設であります。さらに、防災避難経路としても大きな役割を担うことから、一刻も早く供用開始できるよう関係機関と連携しながら準備を加速してまいります。

高架下滞留空間の整備につきましては、現在、検討を進めている基本設計により設計条件が明らかになることから、本年度は詳細設計に着手いたします。高架下滞留空間は、平時には町民のみなさまの憩いの場として、災害時には防災拠点として、そして、新幹線開業後には広域拠点駅にふさわしい「たまり空間」として、多面的な機能や役割を担うものであります。こうした機能や役割を十分に発揮できるよう、安全性や利便性、維持管理の効率性を踏まえながら、町民のみなさまのご意見も伺い、整備内容を具体化してまいります。

東口土地区画整理事業につきましては、昨年7月に北海道から事業認可を受けたところであり、本年度は換地設計に着手いたします。

土地区画整理審議会を開催し、換地設計案や仮換地の指定についてご意見を伺いながら、商業区

域の再編、本町通の拡幅、優良住宅地の形成、さらには立体駐車場や商業複合施設の誘致を見据え、将来のまちづくりに向けた基盤整備事業を着実に進めてまいります。

本年度は、駅前周辺整備が設計段階から実施準備段階へと進む、大変重要な1年となります。新幹線開業時期の延期という外部環境の変化に左右されることなく、本町の未来を見据えた都市基盤整備を着実に推進し、町民のみなさまにとって、安全で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

次に、北海道新幹線建設工事への対応について申し上げます。町内の明かり区間では、引き続き市街地中心部で工事が本格化してまいります。工事用道路や資材搬入の動線につきましては、町民生活への影響を最小限に抑えるよう、鉄道運輸機構と緊密に連携し、適切に対応してまいります。工事の進捗や安全対策につきましては、町民のみなさまに分かりやすく丁寧に情報提供を行い、安心していただけるよう努めてまいります。

また、新幹線建設費の増加に伴い、自治体負担の増加が懸念されております。本町といたしましては、国に対して負担軽減措置の検討を強く求めてまいります。

次に、東京理科大学北海道・長万部キャンパスについて申し上げます。本年も4月8日、全国各地から東京理科大学経営学部国際デザイン経営学科の学生が入寮いたします。当日は、それぞれが公共交通機関で来町されることから、感染症対策への配慮も踏まえて、静かに温かい気持ちで迎えてあげたいと考えております。

入寮後につきましては、学生と町民がイベントや各行事で積極的に交流しながら、まちの賑わいの創出と活性化に繋げていけるよう努めてまいります。今後も大学との良好な関係を維持し、さらなる連携・協力を積極的に推進してまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。長万部町まちづくり基金条例による「ふるさと納税」の取組につきましては、新たな返礼品登録事業者や新規返礼品の発掘、魅力ある返礼品掲載写真の加工や、ふるさと納税関連イベントへの参加、各種PR広告の掲載など継続的に実施してまいります。さらに、企業版ふるさと納税につきましては、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させるため、寄附企業にとって魅力のあるプロジェクトを立案し、広く募集してまいります。

次に、長万部町過疎地域持続的発展計画について申し上げます。本町は、昭和46年4月に過疎地域の指定を受け、法律が改正された折々に議会での議決をいただき、過疎計画を策定し、各分野における過疎対策の施策を総合的、かつ計画的に実施してきたところであります。

現計画は、令和7年度で終期を迎えるため、引き続き過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用するには、計画の策定が必要であることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、財政状況やまちづくり総合計画との整合性を図りながら、計画期間を令和8年度から12年度までとした「長万部町過疎地域持続的発展計画」を策定いたします。

次に、防災・防犯対策について申し上げます。防災対策では、B&G財団「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築」事業の3年目として、資機材配備や災害現場で役立つ実践的な研修を実施してまいります。また、災害時に使用する避難者用寝具・非常食等の計画的な整備や、熱中症による健康被害の防止及び夏場の災害発生時における避難所での生活環境改善を図るため、避難所施設へのエアコンの設置を進め、地区別防災出前講座の開催など防災意識の高揚に努めるとともに、昨年発生したカムチャツカ半島沖地震での津波警報発表時の教訓を生かし、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

防犯対策では、町内における犯罪の発生を未然に防ぎ、安心・安全で犯罪のないまちづくりのた

め、防犯カメラの設置を進めてまいります。

次に、ガス・温泉管理について申し上げます。神社付近のR5号井は、現在も小康状態で大きな変化は見られませんが、引き続き専門家や関係機関と連携を図りつつ、モニタリング調査等を継続してまいります。

また、天然ガス事業所では、令和6年度から実施していた東京理科大学への温泉供給用の付帯設備工事が昨年度完了し、本年度から2台体制で安定的な温泉供給に努めてまいります。

次に、高齢者福祉対策及び介護保険事業について申し上げます。第9期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「健康寿命の延伸と元気高齢者の活躍推進」、「安心・安全に暮らせる環境づくり」、「多様な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に取り組んでまいります。高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携のもと、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。

さらに、地域包括支援センターでは高齢者の総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげ、高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、在宅での生活を支える介護予防事業等を推進し、介護保険事業の安定とサービス向上に努めてまいります。

本年度は計画の最終年度となることから、令和9年度から11年度までの3年間の計画期間とする第10期計画策定に向け準備を進めてまいります。

また、高齢者のみなさまがその能力や経験を活かし積極的に社会参加ができるよう地域敬老会への助成、老人クラブの活動支援、タクシー料金の助成、福祉バスの運行、入浴料金助成事業などを継続して実施してまいります。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。第4次長万部町障がい者基本計画と第7期長万部町障がい福祉計画をもとに、「障がいのある人もない人も、だれもが自立し、安心して暮らし支え合う町」を目指し取組を進めてまいります。障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう障がいに対する理解促進を図り、相談支援体制や情報提供の充実・強化を図るとともに、個々に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。また、町内に在住する障がいのある方が集まり、軽作業を行うことで生きがいを見いだすことができる場所として、地域活動支援センター事業を継続してまいります。

本年度は各計画の最終年度となることから、令和9年度以降の新たな計画策定に向け準備を進めてまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。町民の「健康寿命の延伸と健やかな暮らしを実現する」を基本理念とした長万部町健康づくり計画に基づき、「健やかに産み育てる」、「生活習慣病の予防と悪化の防止」、「こころの健康保持」を目標に、家庭や教育関係機関、町内会等の地域団体と連携し、健康づくりの推進に取り組んでまいります。

安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進するため、妊婦一般健診、新生児聴覚検査、不妊・不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的に支援を行ってまいります。また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく支援し、新たに産後ケア事業を実施することで、相談支援を充実してまいります。

食育では、幼少期から食への関心を持ち、栄養や食の安全への理解を深め、健康的な食生活を実践できるよう支援してまいります。

生活習慣病の予防と悪化の防止では、少年期からの知識の普及や良い生活習慣についての周知、健診の重要性についての啓発に努めてまいります。また、こころの健康保持では、面談や電話による相談事業を継続してまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を行ってまいります。

町立保育所では、職員体制の充実を図るとともに保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、みんなの広場や遊びの広場など親子遊びの場の提供、子育て相談、子育て支援の充実に努めてまいります。

幼児教育・保育の無償化により、引き続き子育て世代への負担軽減を図るとともに、拡大して実施しております町内の保育所、認定こども園に2人以上で入所の就学前第2子以降の児童の無料化についても継続し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

学童保育につきましては、民間事業者に委託し、昼間、留守家庭の児童の放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成のため、引き続き実施してまいります。

生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間まで時間単位で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が国において創設され、本町におきましても、子どもの良質な成育環境を整備するため、本年度から町立保育所において実施することとしております。

次に、生活環境関係について申し上げます。私たちの暮らしに関わる環境問題への取組は、町民一人ひとりが意識を高め、環境負荷を減らす生活を実践することが重要です。「混ぜればごみ、分ければ資源」という言葉のとおり、自然に優しい循環型地域社会の実現を目指すため、ごみ減量化の一環として、生ごみ堆肥化容器の購入補助や廃食用油、衣類などの無料回収を引き続き実施してまいります。また、海岸漂着物の回収・処理については、補助事業を活用し、静狩地区、旭浜地区、長万部地区で実施を続けてまいります。

さらに、低炭素まちづくりのための節電対策を強化するため、各団体が管理している街路灯の電気料金や設置改良に対する補助を継続し、省エネルギー機器の導入を進めるとともに、維持管理の負担軽減を図ってまいります。

空家対策事業では、町民が安心して生活することができる環境を守るため、倒壊や、屋根・外壁などの部材が飛散するおそれがある空家の解体工事費用を補助する制度を引き続き実施してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。酪農経営の安定的発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合等に対する助成をしてまいります。また、生産者のコスト低減と労働力軽減を図るため、町営による公共牧場事業を継続してまいります。

肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、農協や農業改良普及センター等と連携し、農業者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。

道営草地整備事業は公共牧場を含めた実施計画区域で、起伏修正36.0ヘクタール、草地造成改良0.6ヘクタール、暗渠排水2.2ヘクタールなどの整備事業を実施してまいります。

各地区の農地及び営農用水施設等の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業を活用し、これまでどおり保全活動の支援を行います。

農業の抱える様々な課題解決に向けては、「長万部町農業振興協議会」を中心に、農業者、関係

団体、行政の役割を明確にしつつ、本町の基幹産業の1つである農業の維持・拡大を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、ヒグマやエゾシカに加え、キツネやアライグマ等の小動物による農業被害も増加傾向であるため、緩衝帯整備や戸締りの徹底等により物理的な侵入経路を塞ぐなどの対策を徹底すると同時に、農林業被害の未然防止及び特定外来生物の侵入・定着阻止のため、長万部町鳥獣被害防止対策協議会がその取組の中心となり、関係機関と連携をし、これらを捕獲するためのわなを被害箇所周辺等に設置することで個体数の調整を図り、効果的な対策を実施してまいります。

次に、林業振興について申し上げます。町有林造林事業として、町有林の多面的な機能をより一層充実させるため、地拵・植栽、下刈、保育間伐、皆伐事業などの一体的な森林整備を実施してまいります。

民有林保育事業は、「豊かな森づくり推進事業」による造林奨励事業補助を行うとともに、町単独事業として「私有林等整備事業」による下刈事業補助を行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。

分収造林事業としては、分収造林契約地の下刈事業などを実施してまいります。

道営事業は、豊津地区の町有林及び民有林事業推進のため、平成17年度から実施している基幹林道豊津・黒岩線整備を引き続き進めてまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。本町の令和7年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量及び漁獲金額は、漁獲量で1万2,705トン、漁獲金額では73億4,326万円となり、前年と比較し、漁獲量は12.5パーセントの減、漁獲金額では193.6パーセントの増となりました。漁獲金額の大幅な増収につきましては、ホタテ貝の中国への輸出禁止措置から、新たな輸出販路を構築したことが主な要因と考えられます。ホタテの生育状況は、本年2月に渡島北部地区水産技術普及指導所が調査した結果、例年並みの生育となっておりますが、引き続き、各関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行ってまいります。

漁業振興では、漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めてまいります。水産物供給基盤機能保全事業は、北海道が事業主体となり、長万部漁港及び大中漁港の機能保全工事を行うことが決定されております。

次に、商工・観光振興について申し上げます。人口減少に加え、長期化するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって、地域経済は厳しい状況が続く中、本町の商工業の振興を図るため、商工会への運営費助成を行ってまいります。また、中小企業の育成と経営安定のため、商工会と連携し、中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施してまいります。

多目的活動センターあつまんべにつきましては、町内・町外の団体問わず、各種イベントや会議に利用いただいております。木育コーナーも親子の憩いの場となっております。今後も積極的に活用していただき、地域振興が図られるよう利用を推進してまいります。

観光振興では、JR長万部駅舎内に設置されている長万部観光協会による観光案内所は、本町の観光案内はもとより名産品販売所として広く知られており、観光客や町民の方に利用され、地域経済への寄与が見受けられております。また、本町の大きな観光資源のひとつであります長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。さらに、開催を前提に、本町の一大イベントであります「おしゃまんべ毛がにまつり」に助成し、地域特産物のPRを積極的に行い、町内外の各団体との連携を強め、地域の活性化を図り、観光のブランド化を進め、さらなる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。人口減少の影響や物価高騰により、全国的に雇用情勢は不安定となり、厳しい状況にあります。本町としては、良質で安定的な雇用を維持するため、引き続き渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会等関係機関と連絡を密にし、求人情報や各種事業等の周知を進めるとともに、国や北海道と連携して雇用の確保を積極的に行ってまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。近年の消費生活相談の多様化に伴い、高度な対応ができる「函館市消費生活センター」への相談引き継ぎ体制を整えております。また、北海道が交付する地方消費者行政強化事業補助金を活用し、担当職員を専門的な研修に派遣することにより資質向上を行い、さらなる消費生活相談体制の充実を図ってまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、長万部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス補助事業を活用して町道橋12橋の法定点検、町道橋1橋の修繕設計及び2橋の修繕工事を実施し、また、緊急浚渫推進事業債を活用してポロナイ川外の維持工事を実施してまいります。そのほか、町道、橋梁、排水路清掃、河川、公園、公営住宅の維持、修繕など計画的に実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。令和7年度の経営状況は、ガス販売量が1月末現在で前年度を下回り、また、施設修繕費等の増加により、単年度収支で赤字が見込まれております。本年度も、昨年度から継続中の新幹線関連事業に伴う協議等を実施してまいります。収益は、需要家の減少等によるため、昨年よりガス売上の減を見込んでおり、あわせて原料費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

ガス事業につきましては、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。令和7年度は、給水件数や給水量とも1月末現在で、前年度より上回ることや経費等の節減により、当初は赤字予算でありましたが単年度収支で黒字が見込まれております。

本年度の主な事業としては、昨年度から継続中の新幹線関連事業に伴う水道管移設関連事業等を実施してまいります。収益は、昨年並みの給水収益を見込んでおりますが、動力費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

水道事業につきましては、今後とも経費の節減を図り効率的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道の利用状況は、1月末現在、供用開始区域内人口3,327人に対し、下水道接続人口は2,807人で、水洗化率84.4パーセントとなっております。本事業につきましては、今後も快適な生活環境づくりに向け、水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進めてまいります。また、汚水処理施設では、し尿・浄化槽汚泥等をスムーズに受け入れて順調に稼働処理を行っており、本年度も引き続き万全の体制で事業を実施してまいります。あわせて、下水道ストックマネジメント計画に基づく管路及び施設等の維持・更新事業を継続して実施してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院につきましては、地域医療を支える町内唯一の病院として、また、救急告示病院として、機能の充実に努めてまいります。本年度も、常勤の内科医師3名、外科医師1名による診療体制を維持し、毎週火曜日と金曜日は北大病院からの医師派遣による小児科診療、整形外科は毎月2回、眼科は2か月に1回をそれぞれ函館市内の民間病院から医師の派遣を受け診療にあたってまいります。土曜日・日曜日の救急医療につきましては、北大病

院、市立函館病院などから医師の派遣を受け診療を実施してまいります。今後も、地域に根ざした住民から信頼される病院づくりを進めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。近年の複雑多様化、大規模化する火災や災害に対応する消防体制を確立するため、消防施設や装備の拡充を図り、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置から16年が経過しているため、早期更新の普及啓発を推進し、あわせて、悪質な訪問販売などに注意するよう周知してまいります。

救急業務につきましては、救急救命士を医療研修機関に派遣し、必要な知識技術を修得させるなど、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

消防団につきましては、消防団員の技術向上や国が定める装備基準に基づき装備資機材を計画的に整備し、団員の安全確保に取り組んでまいります。また、長万部町消防団が、北海道消防学校で開催される北海道消防操法訓練大会に出場するため、訓練及び準備を進めてまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民のみなさまの声に耳を傾けながら、共に汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。町議会並びに町民のみなさまのご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針を行います。

近藤教育長。

〔教育長（近藤英隆）登壇〕

○教育長（近藤英隆） 令和8年第1回長万部町議会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の基本的な考え方について、分野ごとに申し上げます。

学校教育について。ICTを活用した教育活動の推進。GIGAスクール構想の第2期を迎えた学校現場では、ICT活用教育の定着による「子どもたち一人ひとりに最適な学び」を実現する授業を推進し、学びの質の更なる向上に取り組んでまいります。

学校間連携による教育活動の充実と高等学校支援。小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流や教員の意見交換の機会を設けるなど、幼保小連携を進めてまいります。

令和8年度の長万部高校の新入学希望者が20名を超えましたが、引き続き連携を図り、長万部高校の良さをアピールし、今実施している小中高連携の取組を継続するとともに各種補助などによる高校への支援を行ってまいります。また、東京理科大学との連携や地域住民と連携した教育活動についても同時に進めてまいります。

学力・体力向上への取組。各種の学力調査結果を活用し、全国及び北海道の児童生徒との比較や分析などから、本町児童生徒の学習に対する理解度の把握に努め、授業内容の工夫やICTの活用など、学力向上に繋げるための授業改善を進めてまいります。また、体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・健康に関する指導方法の改善に努めてまいります。保護者に対しましても学力調査と体力調査結果の「見える化」を進め、ご理解とご協力をいただけるよう取り組んでまいります。

特別支援教育への取組。「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」には、学校内の教職員同士が協力し、個々にあった指導方法を検討し、児童生徒を支援してまいります。また、教育支援委員会会議などを通じて、幼稚園・保育所・関係機関との連携を図り、就学前からの情報収集に努め、就

学指導を適切に実施してまいります。

いじめ防止・不登校等児童生徒への取組。いじめの問題については、学級活動や道徳教育の中で、児童生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない行為」という強い意識を持たせるための取組を進めてまいります。また、いじめの把握をするため、アンケート調査を実施し、いじめの早期発見に繋げ、問題解決に取り組んでまいります。不登校等児童生徒については、学校適応指導専門員の配置と北海道教育委員会の事業によるスクールカウンセラーの活用など体制を整備し、一人ひとりの個別の状況に応じた支援を進めていくとともに、保護者の理解と支援を得て、子どもが安心して学べる環境を整えてまいります。

学校施設の維持・管理と通学路の安全確保。児童生徒にとって安全で安心な学校施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕などを実施してまいります。また、通学路の点検と町民や保護者などからの危険と思われる場所や不審者に関する情報提供に可能な限り迅速に対応し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

部活動の地域展開。昨年度、「部活動の地域移行」が部活動改革の理念をよりの確に表すために「部活動の地域展開」に名称が変更されました。本町においても色々と検討を進めておりますが、地域に受け皿となる団体がないことなどから具体的な方向性を示すことが出来ておりません。今年度は、中高による部活動連携、他市町との連携、町関係団体と協議を進めながら、部活動の地域展開についての検討を進めてまいります。

学校給食について。安全・安心な給食の提供。令和7年10月より、学校給食を給食センターでの調理から民間施設にて調理し配食するなど給食業務全般を委託する方式に変更いたしました。これにより給食業務全般に係る経費が削減されたことから、高校生を含めた児童生徒の給食費を無償化し、保護者の負担軽減を実現することができました。民間委託となった給食が今までと比較しても遜色ない給食が提供できていると考えておりますが、今後とも引き続き安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供、衛生管理の徹底、食育の推進について、委託先と連携し取り組んでまいります。

社会教育について。生涯学習推進の取組。令和8年度から始まる「第5次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、「地域の未来を創造する人づくり文化づくり」を基本方針として、町民一人ひとりが生涯にわたって学び、その成果を地域づくりに生かせる環境整備を推進してまいります。

特に中高生を起点とした多世代交流の活性化に注力し、地域全体を「学びのフィールド」と捉えた実践型の学習機会を提供いたします。また、学校部活動の地域展開を見据え、小学生のスポーツ少年団活動等も含めた、小中学校一貫した地域クラブ活動の受け皿づくりや支援体制の構築を検討してまいります。あわせて、各地区へ講師を派遣する「地域出前教室事業」を拡充し、地理的条件に左右されない多様な学習機会の確保に努めてまいります。

文化・図書館活動の取組。町民の心の豊かさと安らぎを育むため、長万部町文化協会及び各サークル団体への支援を通じ、世代交代を見据えた文化芸術活動の活性化を図ってまいります。

図書館活動においては、「新たな読書文化の創出」を目標に、乳幼児期からのブックスタート事業や地域巡回を継続し、図書館だよりや町ホームページを活用した積極的な情報発信により、全世代の読書習慣の定着と利用拡大を推進してまいります。

文化財保護・保存・活用の取組。国指定史跡「ヲシャマンベ陣屋跡」やアイヌ文化ゆかりの「シヤクシャイン古戦場跡碑」など、先人から受け継いだ貴重な郷土の歴史・文化を次世代へ継承してまいります。また、資料館の展示内容を視覚的に分かりやすく刷新するなど、子どもたちが郷土愛

を醸成できる体験プログラムの開発に努めるとともに、資料のメンテナンスや観光資源と連携した町の魅力発信を強化し、町民の関心と理解を深めてまいります。

スポーツ活動振興の取組。誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりを目指し、スポーツ協会や各少年団への支援継続を進めてまいります。

特に学校現場におけるスポーツ指導の負担軽減と質の向上を図るため、教育委員会が主体となり、外部指導者の活用や専門的知見を持つ人材の派遣など、学校現場に寄り添った支援体制の構築を検討してまいります。

あわせて、幼児期からの「プレ・スポーツ教育」を導入し、運動の習慣化を図るとともに、B&G海洋センターを活用した水泳行事や、気軽に楽しめる軽スポーツの普及に努め、町民の心身の健康保持とコミュニティの活性化を推進してまいります。

社会教育施設の維持・管理。各社会教育・体育施設において、安全性を最優先とした点検・確認を徹底し、長寿命化を見据えた適切な修繕・更新を実施してまいります。また、多様化する町民ニーズに対応し、誰もが使いやすい施設運営のあり方について検討を進めてまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。

〔教育長（近藤英隆）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で教育行政執行方針を終わります。

11時00分まで休憩いたします。

10時47分 休憩

11時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和8年度各会計予算案について、その大綱を要約してご説明申し上げます。

各会計の予算規模は、一般会計が57億6,200万円、特別会計及び企業会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・土地区画整理事業・ガス・水道・公共下水道・病院の8会計が、合わせて39億1,696万6,000円となり、全会計の合計は96億7,896万6,000円で、前年度対比11億1,097万2,000円の減となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。予算総額は57億6,200万円で、前年度に比較して7億5,900万円、11.6パーセントの減となりました。減額となった主な要因は、新団地建設工事、自治体情報システム標準化環境構築委託、除雪ダンプトラック購入の減などによるものであります。

歳出につきましては、議会費は7,495万9,000円で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は17億9,417万1,000円で、主なものは、新幹線建設負担金6億3,931万8,000円、地域情報化1億1,680万8,000円、ガス・温泉採取供給3,727万3,000円、防災対策3,195万6,000円、このほか、一般管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は10億7,006万円で、主なものは、高齢者生活支援926万3,000円、高齢者生活福祉センター運営2,600万円、高齢者入浴料金助成739万7,000円、このほか、心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金などに所要額を計上いたしました。

衛生費は5億4,988万5,000円で、主なものは、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,945万8,000円、ごみ処理施設運営1億4,224万3,000円、汚水処理施設維持管理4,661万3,000円、このほか、予防費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金などに所要額を計上いたしました。

労働費は137万9,000円、労働金庫への貸付金100万円と季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は2億5,963万2,000円で、主なものは、農業振興対策は、長万部地区道営草地整備事業負担金など農地振興として1,578万6,000円、公共牧場管理運営1,910万円、林業振興対策は、町有林下刈事業など林業振興として5,068万6,000円、分収造林361万8,000円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金3,000万円、水産業振興対策は、水産基盤整備1,010万9,000円、水産物流通加工基盤強化対策4,033万5,000円を計上いたしました。

商工費は5,340万8,000円で、主なものは、商工会運営費補助など商工振興として1,128万円、観光協会運営費補助など観光振興として1,621万6,000円、多目的活動センター運営1,016万9,000円を計上いたしました。

土木費は7億1,991万6,000円で、主なものは、道路橋梁維持3億6,337万5,000円、都市計画1,868万円、公園環境整備1,300万6,000円、このほか、土地区画整理事業特別会計繰出金、公共下水道事業会計繰出金などに所要額を計上いたしました。

消防費は2億7,928万4,000円で、主なものは、消防自動車購入6,600万円、このほか、消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は3億5,563万1,000円で、主なものは、学習文化センター運営2,628万円、スポーツセンター運営1,015万6,000円、海洋センター運営1,321万9,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として15万6,000円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。町財政の根幹であります町税収入は7億3,549万1,000円で、前年度に比較し7,196万3,000円、10.8パーセントの増となります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて2億2,987万8,000円を計上いたしました。

地方交付税は24億円で、普通交付税を22億5,000万円、特別交付税を1億5,000万円見込んでおります。

税収入、繰入金等の自主財源は、17億3,304万3,000円を計上いたしました。その主なものは、財産収入3,284万6,000円、使用料及び手数料1億5,933万5,000円、分担金及び負担金1,723万4,000円、繰入金5億6,538万8,000円で、繰入金の内訳は、財政調整基金1億2,600万円、減債基金1,611万7,000円、まちづくり基金3億5,00

0万円、地域福祉基金200万円、森林環境譲与税基金660万3,000円、北海道新幹線建設関連補償事業基金6,466万8,000円、以上6基金からの繰入を計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、40億2,895万7,000円を計上いたしました。内訳として、国庫支出金は3億4,656万8,000円で、主なものは、自立支援給付負担金1億957万8,000円、橋梁長寿命化修繕事業5,540万5,000円、児童手当負担金5,496万5,000円など、道支出金は2億1,620万1,000円で、主なものは、自立支援給付負担金5,478万9,000円、林業振興事業2,612万9,000円、子どものための教育保育給付費負担金2,571万4,000円など、町債は7億9,790万円で、内訳は、総務関連では5事業で6億1,570万円、民生関連では2事業で1,280万円、衛生関連では2事業で3,530万円、農林水産業関連では4事業で4,560万円、土木関連では2事業で1,020万円、消防関連は7,560万円、教育関連は270万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。予算総額は1億2,737万円で、前年度に比較して888万円、7.5パーセントの増となりました。

次に、国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は6億9,153万円で、前年度に比較して1,703万円、2.4パーセントの減となりました。

次に、介護保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は8億3,214万2,000円で、前年度に比較して863万5,000円、1.0パーセントの増となりました。

次に、土地区画整理事業特別会計予算案について申し上げます。予算総額は2,610万3,000円であります。本会計は令和7年度に設置し、補正予算により経費を計上したもので、本年度から当初予算としての初年度となることから、前年度との比較増減は行っておりません。

次に、ガス事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額9,642万5,000円、収益的支出予定額1億3,624万1,000円で、差引3,981万6,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、企業債償還金3,560万円で、これに対する財源は、過年度分損益勘定留保資金3,560万円で補てんしてまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額5億4,837万円、収益的支出予定額5億7,803万9,000円で、差引2,966万9,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、企業債償還金2,157万円で、これに対する財源は、一般会計補助金27万1,000円、過年度分損益勘定留保資金782万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,347万7,000円で補てんしてまいります。

次に、公共下水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額4億3,765万8,000円、収益的支出予定額5億3,911万8,000円で、差引1億146万円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額185万4,000円を加えた、1億331万4,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、建設改良費2,400万円、企業債償還金4,898万6,000円で、合計7,298万6,000円となり、これに対する財源は、企業債1,020万円、国庫補助金1,020万円、工事負担金360万円、過年度分損益勘定留保資金4,898万6,000円で補てんしてまいります。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額8億132万円、収益的支出予定額7億8,781万1,000円で、差引1,350万9,000円から当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額557万4,000円を引いた、793万5,000円の黒字となります。資本的収支予定額は、建設改良費6,131万4,000円、企業債償還金612万2,000

0円、看護学生奨学資金貸付金102万円で、合計6,845万6,000円となり、これに対する財源は、企業債5,400万円、他会計負担金399万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,045万9,000円で補てんしてまいります。

以上で、一般会計を含めた9会計予算案の大綱について、説明を終わります。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で予算大綱説明を終わります。

◎議案第1号 長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議案第1号長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第1号長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

国において、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」を創設しました。

この制度において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は国で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。

本町においても、令和8年度から実施するためには、設備運営基準の規定に従ってあるいはこれを参酌して、条例で認可の基準を定める必要があるため、本条例を上程しております。なお、本町においては、いずれの条項も国の設備運営基準で示されている基準の規定に準じた条例としております。

それでは、本文をご覧ください。目次として第1章から第3章まで、全28条と附則からなる条例の構成を示しております。

第1章は総則であり、第1条は趣旨で、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は最低基準の目的で、乳児等通園支援事業の最低基準により、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

第3条は最低基準の向上で、乳児等通園支援事業者に最低基準を超えた向上を勧告でき、また、向上させるよう努めるものとしております。

第4条は最低基準と乳児等通園支援事業者で、乳児等通園支援事業者は最低基準を超えて向上し、設備または運営を低下させてはならないとしております。

第5条は乳児等通園支援事業者の一般原則で、人格の尊重、適切な説明、質の評価改善、外部評価と公表、必要な設備の設置、構造設備について示しております。

第6条は乳児等通園支援事業者と非常災害で、非常災害に必要な設備、計画、訓練について示しております。

第7条は安全計画の策定等で、安全計画の策定、研修、訓練、保護者への周知、定期的な見直しについて示しております。

第8条は自動車を運行する場合の所在の確認で、乗車及び降車の際などの車内の利用乳幼児の確認について示しております。

第9条は乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件で、職員は健全な心身を有し熱意があり、訓練を受けた者などとしております。

第10条は乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等で、職員の知識及び技能の修得、維持、向上及び研修について示しております。

第11条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準で、支障がない限り他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるとしております。

第12条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則で、差別的扱いをしてはならないとしております。

第13条は虐待等の禁止で、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。

第14条は衛生管理等で、乳児通園事業者は衛生上必要な措置を講じ、感染症等の予防防止の研修訓練を実施し、医薬品を適正に管理することとしております。

第15条は食事で、食事の提供を行う場合は必要な調理のための設備を備えることとしております。

第16条は乳児等通園事業所内部の規程で、運営方針や提供内容などについて規程を定めておかなければならないとしております。

第17条は乳児等通園支援事業所に備える帳簿で、財産、収支など帳簿を整備しておかなければならないとしております。

第18条は秘密保持等で、職員や職員であった者が秘密を漏らしてはいけないこととしております。

第19条は苦情への対応で、乳児等通園支援事業者は、苦情の窓口を設置し、必要な改善を行わなければならないこととしております。

第2章は乳児等通園支援事業で、第1節は通則であり、第20条は乳児等通園支援事業の区分で、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の定義について示しております。

第2節は一般型乳児等通園支援事業であり、第21条は設備の基準で、一般型乳児等通園支援事業の部屋や設備の基準について示しております。

第22条は職員で、職員の研修、配置基準について示しております。第22条の2は設備及び職員の基準の特例で、特例保育を行う一般型乳児等通園支援事業には、前2条の設備や職員の基準の規定は適用しないとしております。

第23条は乳児等通園支援の内容で、国の指針に準じ、支援を提供されなければならないとしております。

第24条は保護者との連絡で、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとしております。

第3節は余裕活用型乳児等通園支援事業であり、第25条は設備及び職員の基準で、余裕活用型乳児等通園支援事業は、その実施する保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の基準によることとしております。

第26条は準用で、第23条及び第24条の規定を準用することとしております。

第3章は雑則であり、第27条は電磁的記録で、書面に代えて電磁的記録により行うことができるとしております。

第28条は委任で、その他必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、議案第2号長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第2号長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」においては、設備運営基準の条例のほか、市町村は、乳児等通園支援事業の事業者が給付を受けるために市町村から法に基づく「確認」を受ける基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は国で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。

本町においても、令和8年度から実施するためには、国の確認の基準の規定に従ってあるいはこれを参酌して、条例で確認の基準を定める必要があるため、本条例を上程しております。なお、本町においては、いずれの条項も国の確認の基準で示されている基準の規定に準じた条例としております。

それでは、本文をご覧ください。目次として、第1章から第3章まで、全34条と附則からなる条例の構成を示しております。

第1章は総則であり、第1条は趣旨で、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は一般原則で、適切な環境の確保、意思及び人格の尊重、他者との連携、職員の研修の実施について示しております。

第2章は特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準で、第1節は利用定員に関する基準であり、第3条は、一時間あたりと一月あたりの利用定員について示しております。第2節は運営に関する基準であり、第4条は面談で、支援の提供の前の面談の趣旨、重要事項記載文書の交付、保護

者の同意について示しております。

第5条は正当な理由のない提供拒否の禁止で、正当な理由なく利用の申し込みを拒んではならないとしております。

第6条はあっせん及び要請に対する協力で、町が行うあっせん及び要請にできる限り協力しなければならないとしております。

第7条は乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認で、事業者は認定証の事項の確認をするものとしております。

第8条は乳児等支援給付認定の申請に係る援助で、利用の申請に必要な援助を行わなければならないとしております。

第9条は心身の状況等の把握で、子ども及び保護者の心身や利用の状況の把握に努めなければならないとしております。

第10条は特定教育・保育施設等との連携で、保育所や認定こども園などの特定教育・保育施設等と密接な連携に努めなければならないとしております。

第11条は特定乳児等通園支援の提供の記録で、支援を提供した日時等必要な事項を記録しなければならないとしております。

第12条は支払で、特定乳児等通園支援の費用の支払、その他必要とされる費用の支払、領収書の交付、書面での説明について示しています。

第13条は乳児等支援給付費の額に係る通知等で、法定代理受領による場合の費用の額の通知や法定代理受領を行わない場合の提供証明書について示しております。

第14条は特定乳児等通園支援の取扱方針で、国の指針に準じ、支援の提供を適切に行わなければならないとしております。

第15条は特定乳児等通園支援に関する評価等で、自己評価及び外部評価とその改善について示しております。

第16条は相談及び援助で、保護者からの相談に適切に応じ必要な助言その他の援助を行わなければならないとしております。

第17条は緊急時等の対応で、子どもの体調の急変などの場合は、必要な措置を講じなければならないとしております。

第18条は乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知で、不正な行為があった場合は、町に通知しなければならないとしております。

第19条は運営規程で、運営の方針、支援の内容などを定めておかななければならないとしております。

第20条は勤務体制の確保等で、職員の勤務体制、資質向上のための研修について示しております。

第21条は利用定員の遵守で、利用定員を超えた支援の提供を行ってはならないとしております。

第22条は掲示等で、事業者の重要事項を掲示等により公衆の閲覧に供しなければならないとしております。

第23条は乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則で、差別的取扱いをしてはならないとしております。

第24条は虐待等の禁止で、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとして

おります。

第25条は秘密保持等で、職員や職員であった者が秘密を漏らしてはいけないこと、情報提供の場合は保護者の同意を取ることとしております。

第26条は情報の提供等で、事業者の支援の内容に関する情報の提供を行うよう努め、広告は、虚偽または誇大なものとしてはないとしております。

第27条は利益供与等の禁止で、事業者や家族の紹介の対償として利益を供与・收受してはないとしております。

第28条は苦情解決で、事業者は、苦情の窓口を設置し、その内容を記録し、町に協力し、必要な改善を行わなければならないこととしております。

第29条は地域との連携等で、地域との交流に努めなければならないとしております。

第30条は事故発生の防止及び発生時の対応で、指針や体制整備、研修など事故発生再発防止の措置、家族への連絡、記録、損害賠償について示しております。

第31条は会計の区分で、会計をその他事業と区分しなければならないとしております。

第32条は記録の整備等で、職員や設備、会計に関する記録の整備と保存について示しております。

第3章は雑則であり、第33条は電磁的記録等で、記録、作成、保存、交付に関し、書面に代えて電磁的記録により行うことができ、保護者に提供する場合は同意を取らなければならないとしております。

第34条は委任で、その他必要な事項は町長が別に定めることとしております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての内容であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 第21条、1時間あたりの利用定員と出てくるんですけど、これ長万部では何人を予定しておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） お答えします。町立保育所で実施する場合におきましては、3人程度、定員と考えております。

○議長（柏倉恵里子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、議案第3号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第3号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、国において乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年4月から本町でも開始するにあたり、その利用料を保護者から受領することになりますが、公立の保育所などの公立施設で事業を行う場合、地方自治法の規定により、保育の利用者負担額と同様にその利用料についても条例で規定する必要があるため、本条例を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙、新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

題名につきましては、特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に加え、本則において特定乳児等通園支援に係る利用料について規定するため、文言を利用者負担等と改めております。

第1条は、趣旨で、特定乳児等通園支援に係る利用料の文言を加えております。

第3条は、利用者負担額で、特定教育・保育及び特定地域型保育に係るものであることを明記する文言を加えております。第3条の2は、利用料で、特定乳児等通園支援の利用料について、保育の利用者負担額と同様に保護者の世帯の状況その他の事情を勘案して規則で定めるとした条項を加えております。

第4条は、利用者負担額の減免で、減免または免除できる規定に、特定乳児等通園支援の利用料の文言を加え、見出しを利用者負担額等に改めております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、議案第4号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第4号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、町で実施している在宅福祉支援事業の中で、給食サービス事業及び軽度生活援助事業については、実費負担として利用者から利用料及び手数料を徴収しており、それぞれの事業は、事業者に委託して実施しておりますが、近年の物価及び人件費の高騰により委託料も上昇していることから、本人負担である利用料及び手数料を見直し、また、該当のない条項を整理するため、当該条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙、新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

附則第1項は、本則に対する施行期日で、附則第2項及び第3項を削除することに伴う見出し及び省略語句である「(以下「施行日」という。)」並びに項番号を削除する条項整理であります。

附則第2項及び第3項は、介護保険制度が開始される平成12年4月1日前からのホームヘルパーを利用する際の利用料に関する経過措置の規定で、現在対象となる利用者がいなく、また、当該事業に関しても平成21年の条例改正で削除されているため削除し整理するものであります。

別表は、給食サービス事業の利用については、1食につき500円とあるのを600円に改めるものであります。また、軽度生活援助事業の利用については、除排雪1時間につき100円、その他1時間につき80円とあるのを1時間につき200円に改め、軽度生活援助は除排雪のみ実施していることから、その他と規定されている項目を統合するものであります。

なお、高齢者介護予防事業の利用については、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の一環として実施しており、利用者負担が発生する事業は介護報酬から算定されているなど、当該事業の規定は不要となるため削除し整理するものであります。

2頁をご覧ください。附則ですが、第1項は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日前に事業を利用し、徴収することとされた利用料及び手数料は、なお従前の例によらし、利用者に不利益が生じないように規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第8、議案第5号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第5号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行にあたり、規定すべき事項に追加が生じたことから、関係規定と別表を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第4条は、個人番号の利用範囲で、第1項中「及び町長」を「、町長」に改め、「利用事務」の次に「並びに町長が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、第4項を第5項とし、第3項の次に、「第4項 町長は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。」を加えます。

2頁をご覧ください。別表第1は、個人番号を独自利用する事務を規定した表で、改正前の表に、「3 町長」、「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則に定めるもの」を加えます。

3頁をご覧ください。別表第2は、庁内連携により同一機関内で個人番号を独自利用する事務を規定した表で、改正前の「1 町長」の特定個人情報の欄に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの」を加え「2 町長」の特定個人情報の欄には「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えます。

4頁をご覧ください。別表第3は、町の機関が、町のほかの機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する事務を規定した表で、改正前の特定個人情報の欄に「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えます。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 長万部町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第6号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第6号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

このたびの改正は、公園管理運営にかかる、近年の物価及び人件費高騰により使用料の一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表第7中のバンガロー使用料につきまして、6,000円を8,000円に、テントサイト使用料につきまして、大人600円を800円に、小人300円を400円に改めるものであります。

附則として、この条例は令和8年4月1日より施行するものであります。

以上が、議案第6号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

沼田消防長。

○消防長（沼田明宏） ただいま上程されました、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第7条の2を第7条の3とし、同条の見出し、同条第1項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）以下同じ。）」に改め、同条の前に第7条の2として次の1条を加えるものです。

第7条の2、簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）またはバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

第1号は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

第2号は、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

第2項は、前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用するもの。

2頁をご覧ください。第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改め、第51条第7号中、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加えるもので、第6号の2、簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）とする。

附則として、この条例は令和8年3月31日から施行する。

以上が、ただいま上程されました、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号 長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 11、議案第 8 号長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 8 号長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、令和 7 年 10 月 1 日より学校給食調理業務を町外調理施設へ委託したことにより、学校給食センターとしての用途を廃止することから、その設置条例の廃止を提案するものであります。

内容につきましては、学校給食センターは平成 7 年度建設から 30 年経過し、施設や設備の修繕、更新などの経費負担が年々増大し、また、児童生徒数の減少や、給食材料費、燃料費等の高騰、さらに人件費高騰による委託料の増額等、財政負担が増大しておりましたが、令和 7 年 10 月 1 日より、学校給食の調理・運搬をコープさっぽろに委託し、大幅な経費削減と、あわせて給食費無償化を実現し、保護者負担の軽減を図ったところであります。これにより、学校給食センターがその業務を終了し、今年度中に残務整理を終えたのち、その用途を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 8 号長万部町学校給食センター設置条例を廃止する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号 長万部町民体育館条例を廃止する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 12、議案第 9 号長万部町民体育館条例を廃止する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 9 号長万部町民体育館条例を廃止

する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、弓道場等として使用している町民体育館の老朽化が著しく進行し、危険な状況であるため使用中止としておりましたが、このたび廃止することとし、そのための条例を提案するものであります。

内容につきましては、旧中学校に併設されておりました体育館を弓道場や土間体育館として整備し、長年にわたり町民のスポーツ振興に供しておりましたが、本体建設から57年が経過し、構造部分の老朽化の進行が著しく、安全確保のため使用中止としておりますが、修理には多額の費用を要することと、利用者数が年々減少傾向にあることなど総合的に判断し、施設を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町民体育館条例を廃止する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 委員会でもこれ見に行って、かなり老朽化しておったんですけど、この建物のみならず、何かほかの車とかに危害を加えた場合の保険みたいなものというのは入っているものなんですか。

○議長（柏倉恵里子） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） 公共施設全体の保険に、この建物も入っております。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） これ条例廃止した場合でも、その保険というのはこれからも適用になっていくということでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） 教育財産としては、教育財産ではなくなるわけですけれども、町有の施設としてそのまま引き続き加入することになります。以上です。

○議長（柏倉恵里子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

1 1時58分 休憩

1 3時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号 長万部町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第10号長万部町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小山内まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小山内敏洋） ただいま上程されました、議案第10号長万部町過疎地域持続的発展計画について、提案理由と内容をご説明いたします。

当町は、過疎地域の指定を受け、法律が改正された折々に議会での議決をいただき、過疎計画を策定し、各分野における過疎対策の施策を総合的、かつ計画的に実施してきたところでありますが、現計画が令和7年度で終期を迎えるため、引き続き過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用する場合には計画の策定が必要であることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、「長万部町過疎地域持続的発展計画」の策定をするものであります。

それでは内容をご説明いたします。標題は「長万部町過疎地域持続的発展計画」であります。計画期間は令和8年度から令和12年度であります。

次の頁が目次になっておりまして、その次の1頁をご覧ください。最初に「基本的な事項」であります。（1）「長万部町の概況」について整理して記載しており、（2）「人口及び産業の推移と動向」については、これまでの経過を示しており、次の2頁から3頁にかけて、国勢調査や長万部町人口ビジョンからの数値を表で整理し記載しております。

4頁をご覧ください。（3）「市町村行財政の状況」として、「ア 行政」では、住民ニーズへの対応、住民サービスの向上、他計画との整合性を記載しております。「イ 財政」として、財政状況と財源確保について、表も含めて整理し記載しております。

5頁をご覧ください。ウ、「施設整備水準の現況と動向」についても、表も含めて整理し記載しております。（4）「地域の持続的発展の基本方針」については、5頁から6頁にかけて記載しております。

6頁の（5）「地域の持続的発展のための基本目標」については、基本方針に基づく基本目標を、①から⑦の項目で示しております。（6）「計画の達成状況の評価に関する事項」については、PDCAサイクルを確立し、実効性のある取組を進めるものとして記載しております。（7）「計画期間」は本計画の計画期間を記載しております。

7頁をご覧ください。（8）「公共施設等総合管理計画との整合」であります。本計画では、平成29年3月に策定された「長万部町公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、過疎対策に必要な事業を適切に実施するものとして記載しております。なお、これ以降も大項目ごとに「公共施設等総合管理計画等との整合」について記載がございますが、同じ内容ですのでその都度の説明については省略させていただきます。

8頁をご覧ください。次に2「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」であります。（1）現況と問題点として課題を整理し、（2）その対策として、ア移住・定住の促進、イ地域間交流による交流人口等の拡大、ウ人材の育成ごとにそれぞれの方針を記載しております。

9頁をご覧ください。（3）事業計画は、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

10頁をご覧ください。次に3「産業の振興」であります。（1）現況と問題点として、「アの農

林業」、「イの水産業」、「ウの商工業」、11頁をご覧ください。「エの観光」について、それぞれ表も含め課題を整理しており、(2) その対策を、11頁から12頁にかけて、それぞれの方針を記載しております。(3) 事業計画は、「産業の振興」に関する計画期間の取組内容を12頁から13頁にかけて記載しております。

13頁の(4) 産業振興促進事項については、振興すべき業種と計画期間を記載しております。

14頁をご覧ください。次に4「地域における情報化」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、(2) その対策を、①から⑥として方針を記載しております。(3) 事業計画は、「地域における情報化」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

15頁をご覧ください。次に5「交通施設の整備、交通手段の確保」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、道路と橋梁、主要幹線道路を表で記載しております。

16頁をご覧ください。その対策を、①から⑦として方針を記載しております。(3) 事業計画は、「交通施設の整備、交通手段の確保」に関する計画期間の取組内容を16頁から17頁にかけて記載しております。

次に17頁、6「生活環境の整備」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、(2) その対策を、①から⑨として方針を記載しております。

18頁をご覧ください。(3) 事業計画は、「生活環境の整備」に関する計画期間の取組内容を18頁から19頁にかけて記載しております。

20頁をご覧ください。次に7「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」であります。(1) 現況と問題点として、「アの子育て環境の確保」「イの高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」ごとに、それぞれ課題を整理しており、(2) その対策として、項目ごとにそれぞれ方針を記載しております。

21頁をご覧ください。(3) 事業計画は、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に関する計画期間の取組内容を21頁から22頁にかけて記載しております。

次に22頁、8「医療の確保」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、(2) その対策を①から⑤として方針を記載しております。(3) 事業計画は、「医療の確保」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

23頁をご覧ください。次に9「教育の振興」であります。(1) 現況と問題点として「アの学校教育」では学校の現況を表で記載し、「イの生涯学習」と併せて、それぞれ課題を整理しており、(2) その対策を、項目ごとにそれぞれ23頁から24頁にかけて方針を記載しております。

24頁(3) 事業計画は、「教育の振興」に関する計画期間の取組内容を24頁から25頁にかけて記載しております。

次に25頁、10「集落の整備」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、集落の状況を表で記載しております。

26頁をご覧ください。(2) その対策を①から③として方針を記載しております。(3) 事業計画は、「集落の整備」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

次に11「地域文化の振興等」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、(2) その対策を①から③として方針を記載しております。

27頁をご覧ください。(3) 事業計画は、「地域文化の振興等」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

次に12「再生可能エネルギーの利用促進」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理

しており、(2) その対策を①から②として方針を記載しております。

28頁をご覧ください。次に「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」であります。(1) 現況と問題点として課題を整理しており、(2) その対策を①から②として方針を記載しております。(3) 事業計画は、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に関する計画期間の取組内容を記載しております。

29頁をご覧ください。最後に「過疎地域持続的発展特別事業分」として、施策区分ごとの事業名及び事業内容等を29頁から30頁にかけて再掲し記載しております。

以上がただいま上程されました、議案第10号長万部町過疎地域持続的発展計画の内容であり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第14、議案第11号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第11号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、新幹線長万部駅自由通路詳細設計業務や滞留空間実施設計業務に係る予算の追加、及び各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ、物件費等の不用額や歳入を精査するもので、歳入歳出に2億5,363万円を追加し、補正後の予算総額を76億8,934万8,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたしますが、歳出は不用額の整理による減額が多いため、要約して追加補正となる科目についてのみ説明いたします。

議会費は449万9,000円の減額。

総務費は1億7,547万円の減額で、追加となる科目は、一般管理費の給料10万円は、昇給によるもの。積立金1億57万2,000円は、財政調整基金が、今回の補正による不用額の一部1億55万円と利息分1万1,000円の合計1億56万1,000円。減債基金が利息分1万1,000円の追加。

企画費の積立金は1,597万7,000円の減額であります。地域振興基金8,000円と、

まちづくり基金9,000円は利息分で、北海道新幹線建設関連補償事業基金は、保証契約がなかったことによる1,600万円の減額と利息分の追加6,000円の合計1,599万4,000円の減額。

2頁をご覧ください。賦課徴収費の償還金・利子及び割引料30万円は、個人町民税の過年度分確定申告に伴う過年度分過誤納還付金。戸籍住民基本台帳費の委託料457万6,000円は、振り仮名表記の対応に伴う、住基システム改修委託174万9,000円と、戸籍附票システム改修委託282万7,000円であります。

民生費は5,138万4,000円の減額で、追加となる科目は、心身障害者特別対策費の負担金・補助及び交付金24万円で、利用者の増加に伴う八雲町子ども発達支援センター事業負担金36万円の追加と、成年後見人報酬負担金12万円の減額。

3頁をご覧ください。児童措置費の償還金・利子及び割引料5,000円は、過年度分国庫補助金の精算による、児童手当システム改修事業補助金返還金であります。

衛生費は3,747万9,000円の追加で、追加となる科目は、ごみ処理費の役務費12万円で、ゴミ袋販売数量の増による証紙売捌手数料。し尿処理費の負担金・補助及び交付金28万8,000円は、処理量の増による汚水処理施設維持管理負担金。病院事業費の繰出金3,700万円は、収支不足分に係る病院事業会計繰出金。上水道費の繰出金1,600万円は、物価高対策として実施した、水道の基本料金減免に伴う水道事業会計繰出金であります。

農林水産業費は529万9,000円の減額で、追加となる科目は、公共牧場管理運営費の、管理運営に係る委託料139万4,000円で、消費税額の確定によるもの。林業振興費の負担金・補助及び交付金2万6,000円は、鳥獣捕獲補助122万7,000円の追加と、森林認証負担金や猟銃免許等取得補助など120万1,000円の減額。4頁をご覧ください。水産物流通加工基盤強化対策費の委託料900万円は、ホタテウロ処理に係る水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託で、燃料費の高騰などに伴う経費の増加によるものであります。

商工費は165万円の減額。

土木費は4億8,526万円の追加で、追加となる科目は、大型乗用車両等管理費の役務費5,000円で、自賠責保険料の増による車保険料。都市計画総務費の委託料1億4,396万3,000円、負担金・補助及び交付金2,600万円、補償・補填及び賠償金4億3,064万5,000円は、新幹線長万部駅自由通路詳細設計業務委託や新幹線長万部駅滞留空間実施設計業務委託の事業に係る経費。繰出金9万4,000円は、区画道路実施設計業務などの業務量増に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金であります。

消防費は480万1,000円の減額で、追加となる科目は、常備消防費の職員手当等20万円で、時間外勤務手当であります。

5頁をご覧ください。教育費は2,570万1,000円の減額。

6頁をご覧ください。公債費は30万5,000円の減額であります。

1頁にお戻りください。次に歳入についてご説明いたします。町税は1億2,400万円の追加で、個人の現年課税分は、漁業者所得額の増による5,100万円の追加。法人の現年課税分は、事業収益の増による法人税割4,300万円の追加。固定資産税の現年課税分は、家屋及び償却資産の増による2,300万円の追加。町たばこ税の現年課税分は、たばこ本数の増による700万円の追加であります。

分担金及び負担金は、農林水産業費分担金の道営草地整備事業分担金で、事業費の確定による1

22万5,000円の減額であります。

使用料及び手数料は1,349万8,000円の減額で、土木使用料から農林水産手数料まで、それぞれ、利用状況等を精査して整理いたしました。

国庫支出金は2億1,236万円の追加で、民生費国庫負担金から、2頁をご覧ください。総務費国庫委託金まで、それぞれ事業費の確定などにより整理いたしました。

道支出金は1,345万6,000円の減額で、民生費道負担金から、3頁をご覧ください。総務費道委託金まで、それぞれ事業費の確定などにより整理いたしました。

財産収入は340万5,000円の追加で、財産貸付収入から不動産売払収入まで、年度末を見込み整理いたしました。

寄附金は600万円の減額で、まちづくり寄附金、企業版ふるさと応援寄附金を、年度末を見込み整理いたしました。

繰入金は9,128万円の減額で、財政調整基金繰入金6,805万8,000円の減額は、今回の補正による不用額の一部を、繰入金から減額するものであります。なお、歳出での積み立て及び歳入での減額後の、当基金残高見込額は6億8,937万5,000円となります。

その他の繰入金については、事業費の確定などにより整理いたしました。

4頁をご覧ください。諸収入は2,827万6,000円の減額で、預金利子130万円は、金利の上昇に伴う追加。宝くじ交付金収入50万3,000円の追加は、交付額の確定によるもの。

雑入は、それぞれ、事業費の確定などにより整理いたしました。

町債は6,760万円の追加で、総務債から、5頁をご覧ください。教育債まで、それぞれ事業費の確定などにより整理いたしました。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。第2表は、繰越明許費であります。

款・総務費、項・戸籍住民基本台帳費、事業名・番号制度システム整備事業、金額457万6,000円以内。

民生費、児童福祉費、物価高対応子育て応援手当事業、31万5,000円以内。

商工費、商工費、地域商品券交付事業、50万9,000円以内。

土木費、都市計画費、新幹線長万部駅自由通路詳細設計業務委託、6億5,926万8,000円以内。

土木費、都市計画費、新幹線長万部駅滞留空間実施設計業務委託、3,133万1,000円以内の5つの事業を、令和7年度内の事業完了が期間的に困難なことから、令和8年度に繰越して使用するというものであります。

第3表は、債務負担行為補正の追加と変更であります。追加につきましては、事項・新幹線長万部駅滞留空間実施設計業務委託、期間・令和7年度から令和9年度までの3年間、限度額・総額5,122万6,000円以内を追加したいというもので、変更につきましては、事項・新幹線長万部駅自由通路詳細設計業務委託の、変更前の期間、令和7年度から令和8年度までの2年間を、変更後、令和7年度から令和9年度までの3年間に、変更前の限度額、総額1億9,555万8,000円以内を、変更後9億8,614万8,000円以内に変更したいというものであります。

6頁をご覧ください。第4表は、地方債補正の追加と変更であります。追加につきましては、起債の目的が、滞留空間整備、限度額1,550万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。変更につきましては、起債の目的・新幹線対策からスクールバス導入までの15項目で、変更前の総額12億4,420万円を、変更後の総額12億9,630万円に、5,

210万円追加し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が令和7年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。なお、譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分に対応したいと考えておりますので、あらかじめ、ご承知おき願います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、17頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、17頁から23頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、23頁から26頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、26頁から28頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、28頁から30頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、30頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、31頁から33頁です。ありませんか。

辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 32頁、都市計画総務費の中の委託料で、自由通路設計業務委託、約1億972万8,000円とありますが、これは駅構内と、それから自由通路降りて1階部分、地上に出るまでの〜部分も含んだ設計になるのでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいまの質問にお答え申し上げます。こちらの滞留空間の部分は、滞留空間と新幹線長万部駅の間が自由通路になってまして、その自由通路を含まないで、滞留空間の中の階段、エレベーター、エスカレーターは滞留空間側に含みます。このような理解をされると正確かと存じます。ただ、滞留空間には、実は町道部分、階段、エスカレーター、エレベーター部分も一部含んではおまして、じつはそこも自由通路という名称にはなるんですが、今回の詳細設計の発注には、駅との間の通路の部分は含まない。ただ、階段、エスカレーター、エレベーターは含む。滞留空間の部分の詳細設計。という委託の内容になってございます。以上でございます。

○議長（柏倉恵里子） 辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） そうすると、滞留空間のほうはわかるんですが、東口に出るほうの自由空間から階段なりエレベーター降りる、その建物、その部分は含まないということですか。その部分は含むということですか。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） 失礼しました。先ほどのご説明ちょっと訂正させていただきたいのですが、今回の質問がそもそも自由通路の詳細設計はどこかというご質問だったかと思うので、さっきちょっと私滞留空間の説明をしてしまったのですが、自由通路を軸足に説明すると、駅と滞留空間の間の空間と、あと階段、エスカレーター、エレベーター、そして自由通路は東側の昇降棟のエレベーター、エスカレーター、階段の昇降棟、これらを全部含めて自由通路と言ってます。こちらの設計委託業務は、滞留空間の階段、エレベーター、エスカレーターは含まないという内容の

自由通路の設計になっております。よろしくお願いたします。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、34頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、35頁から38頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、38頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金及び負担金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、8頁から10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、11頁から13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、14頁から15頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、15頁から16頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に5頁をご覧ください。第2表、繰越明許費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に5頁です。第3表、債務負担行為補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に6頁をご覧ください。第4表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 2 号 令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 5、議案第 1 2 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

増田町民課長。

○町民課長（増田理恵） ただいま上程されました、議案第 1 2 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ 8 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 1, 9 3 3 万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金、負担金・補助及び交付金 8 6 万 3, 0 0 0 円の減額は、広域連合への保険料等負担金が減となったことにより、減額するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。後期高齢者医療保険料は、9 0 万円の追加であります。特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料 5 3 9 万 9, 0 0 0 円の減額、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料 6 2 9 万 9, 0 0 0 円の追加は、保険料調定額の実績を勘案したものであります。

繰入金は、3 9 9 万 4, 0 0 0 円の減額であります。事務費繰入金 1 0 4 万 6, 0 0 0 円、保険基盤安定繰入金 2 9 4 万 8, 0 0 0 円の減額は、広域連合からの額の確定及び事務費の精査によるものであります。

繰越金 2 2 3 万 1, 0 0 0 円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第 1 2 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3 頁から 4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第16、議案第13号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

増田町民課長。

○町民課長（増田理恵） ただいま上程されました、議案第13号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,025万円を追加し、補正後の予算総額を7億4,502万1,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は49万円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

保険給付費の葬祭費は27万円の減額で、対象件数の減によるものであります。保健事業費、特定健康診査等事業費の役務費は2,000円の追加で、通信費の増によるものであります。積立金、基金積立金3,008万3,000円の追加は、繰越金と今回の補正で生じた財源を後年度以降の財政調整のため、国民健康保険 財政調整基金に積み立てするものであります。

諸支出金、繰出金92万5,000円の追加は、代理診療医師等の確保支援事業にかかる病院事業会計繰出金で、歳入では、3道支出金、保険給付費等交付金、特別交付金で、歳出同額の92万5,000を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

国民健康保健税の、医療給付費分現年課税分1,290万円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分470万円の追加、介護納付金分現年課税分80万円の追加は、それぞれ対象世帯の所得割対象額の増加による追加、医療給付費分滞納繰越分90万円の減額、後期高齢者支援金分滞納繰越分40万円の減額、介護納付金分滞納繰越分25万円の減額は、それぞれ滞納繰越額の徴収額の減によるものであります。

道支出金、保険給付費等交付金、普通交付金は2,570万2,000円の減額で、保険給付費に対する交付金が減となる見込みによるものであります。

繰入金、一般会計繰入金は、401万8,000円の減額で、保険基盤安定負担金繰入金の減や、人件費、物件費等の繰入金の精算などによるものであります。

繰越金4,219万5,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第13号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第14号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第14号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、補助金等の交付額の確定及び執行済経費の整理等のための補正で、歳入歳出からそれぞれ6,277万1,000円を減額し、補正後の予算総額を8億6,710万4,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。1総務費は、105万2,000円の減額であります。一般管理費の職員手当等12万円の減額は、時間外勤務手当の不用額の整理による減であります。認定調査等費の報酬20万円の減額は、嘱託の介護認定調査員による認定調査件数の減。役務費25万円の減額は、主治医意見書作成件数の減。委託料30万円の減額は、認定調査委託件数の減によるものであります。委員会費の報酬18万2,000円の減額は、高齢者介護・保健福祉推進委員会の開催の減によるものであります。

2保険給付費は、6,847万2,000円の減額であります。居宅介護予防サービス給付費から特定入所者サービス等費までの各サービス給付費等について、それぞれ年度末までの所要額を見込んだ上で減額するものであります。

3地域支援事業費は、675万3,000円の増額であります。介護予防・生活支援サービス事業費の負担金・補助及び交付金803万1,000円の追加は、訪問型サービス、通所型サービスについて、それぞれ年度末までの所要額を見込んだ上で追加するものであります。一般介護予防事業費の委託料40万円の減額は、介護予防普及啓発事業の開催回数の減によるものであります。包括的支援・任意事業費の報酬8万円の減額は、生活支援体制整備事業協議体の会議開催回数の減。職員手当等20万円の減額は、時間外勤務手当の不用額の整理による減。共済費27万2,000円の追加は、職員の共済に係るものの追加。需用費5万円の減額は、消耗品費の不用額の整理。委託料51万円の減額は、介護予防サービス計画作成委託16万円の減で、委託件数の減。配食サービス事業委託35万円の減で利用件数の減によるものであります。負担金・補助及び交付金31万円の減額は、成年後見人報酬負担金で、利用者が見込まれなかったことによる不用額の整理であります。

次に、歳入についてご説明いたします。4国庫支出金は、538万1,000円の減額、5支払基金交付金は、2,938万4,000円の減額、6道支出金は、1,457万4,000円の減額で、交付額の確定により、それぞれ追加、減額するものであります。

8繰入金は、1,343万2,000円の減額であります。一般会計繰入金のその他一般会計繰入

金233万円の減額は、職員給与費繰入金及び事務費繰入金で105万2,000円の減、地域支援事業繰入金で127万8,000円の減であります。また、介護給付費準備基金繰入金1,110万2,000円の減額は、保険給付費の減に伴うものであります。

以上が、議案第14号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、議案第15号令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま上程されました、議案第15号令和7年度土地区画整理事業特別会計第3号補正につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ120万円を追加し、補正後の予算総額を5,716万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。事業費120万円の追加は、土地区画整理事業費。委託料1,550万円の追加。内訳として土地区画整理事業補償調査業務委託、土地区画整理事業換地設計業務委託、区画道路工事補償調査業務委託の執行残について845万円の減額、区画道路工事補償調査業委託令和7年度繰越分1,225万円の追加、区画道路実施設計業務委託令和7年度繰越分1,170万円を追加するもので、繰越分については、国の都市構造再編集中支援事業の令和7年度補正予算を活用するためのもので、本来は令和8年度に実施を予定していたことから、調査箇所については国の補助採択の見通しが立ったことから、事業費を令和7年度に前倒し計上する必要が生じました。ただし、実際の調査は翌年度着手を予定しているため、計上した事業費は全額、明許繰越として翌年度に繰り越しいたします。

公有財産購入費1,430万円の減額は、年度内に購入できる物件がなかったため減額するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。国庫支出金、土地区画整理事業補助金1,197万5,000円の追加は、国庫補助事業の令和7年度補正予算の追加配当があったため。道支出金、土地区画

整理事業負担金の6万9,000円の減額は、負担金の確定に伴うもの。繰入金、一般会計繰入金9万4,000円は、国庫補助10万円以下切り捨て端数処理分の負担であります。町債、土地区画整理事業債1,080万円の減額は、公有財産購入費などの事業費の減額に伴うものでございます。

次に補正予算書の3頁をご覧ください。第2表、繰越明許費は、事業名「区画道路実施設計業務委託」、2,397万5,000円以内とするもので、これは、国庫補助事業の令和7年度補正予算の追加配当があったものの、実際の事業執行は翌年度着手を予定しているため、全額を繰り越して令和8年度に執行するものであります。

第3表の地方債補正について、目的、土地区画整理事業、変更前3,240万円を、変更後、2,160万円に変更するものであります。

以上が、令和7年度土地区画整理事業特別会計第3号補正の提案内容であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に3頁をご覧ください。第2表、繰越明許費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に3頁です。第3表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第19、議案第16号令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第16号令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から1,127万5,000円を減額し、補正後の支出予定額を4億8,918万1,000円に改めるものであります。

内訳では、配水費の委託料1,200万円の減額は、債務負担行為により令和8年度の支出とな

るため、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息72万5,000円の追加は、令和6年度借り入れ分の企業債利息であります。

次に、収入の水道事業収益に403万1,000円を追加し、補正後の収入予定額を4億7,098万3,000円に改めるものであります。内訳では、給水収益の水道料金1,600万円の減額は、令和8年1月から3月までの基本料金減免分、他会計補助金の一般会計補助金1,600万円の追加は、基本料金減免分の一般会計からの補助金。長期前受金戻入403万1,000円の追加は、令和6年度の工事負担金分の収益化であります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第3条は条文の追加で、予算第10条の次に第11条繰越明許費を加えるものであります。内訳は、款・水道事業費、項・営業費用、事業名・水道事業耐震診断業務委託、金額2,031万円以内であります。

以上が、令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的収入及び支出、3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、条文の追加を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第20、議案第17号令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第17号令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の下水道事業費に27万円を追加し、補正後の支出予定額を4億9,330万5,000円に改めるものであります。内訳では、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息27万円の追加は、令和6年度借り入れ分の企業債利息であります。

次に、収入の下水道事業収益に10万円を追加し、補正後の収入予定額を3億8,399万2,000円に改めるものであります。内訳では、消費税還付金10万円の追加は、令和6年度分消費税確定申告に伴う還付加算金であります。

次に、予算第4条に定めている、資本的収入及び支出のうち、資本的支出に63万円を追加し、補正後の支出予定額を6億6,813万7,000円に改めるものであります。内訳では、国庫補助金返還金63万円の追加は、令和6年度社会資本整備総合交付金の精算による返還金であります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出並びに第3条の資本的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第4条は、条文の追加で、予算第9条の次に第10条繰越明許費を加えるものであります。内訳は、款・資本的支出、項・建設改良費、事業名・下水道管布設工事、金額1,100万円以内、事業名・長万部終末処理場建設工事、金額1億5,830万円であります。

以上が、令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的収入及び支出、3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第4条、条文の追加を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第21、議案第18号令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一） ただいま上程されました、議案第18号令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出に係る補正であります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。概要の1頁をご覧ください。予算第3条に定める収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用から1,432万6,000円を減額し、補正後の支出予定額を7億6,541万6,000円に改めるものであります。内訳は、給与費

の給料が148万9,000円の減額、手当が338万5,000円の減額、報酬が115万9,000円の減額で執行残の整理であります。材料費の診療材料費は150万円の減額、医療消耗備品費は5万円の減額、経費の燃料費は83万円の増額、修繕費は200万円の減額、賃借料は205万3,000円の減額、通信運搬費は13万円の増額、委託料は303万3,000円の減額、雑費は5万円の増額で、それぞれ年度末を見込み整理いたしました。

研究研修費の旅費50万円の減額は各種研修会等に係る執行残の整理。

支払利息及び企業債取扱諸費の一時借入金利息は16万7,000円の減額で、執行残の整理であります。

次に、収入は、病院事業収益から7,208万5,000円を減額し、補正後の収入予定額を6億6,071万4,000円に改めるものであります。内訳は、入院収益が6,585万6,000円の減額で入院患者数の減によるものであります。外来収益は4,311万円の減額で外来患者数の減によるもの。他会計補助金3,551万4,000円の追加は、入院・外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

長期前受金戻入44万2,000円の追加は負担金の増によるもので、補助金92万5,000円の追加は国保特別調整交付金によるものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。概要の2頁をご覧ください。予算第4条に定める資本的収入及び支出の資本的支出から321万円2,000円を減額し、補正後の支出予定額を2,512万9,000円に改めるものであります。内訳は、病院施設費の工事請負費239万1,000円の減額が、特殊浴槽取替工事に係る執行残の整理であります。リース資産購入費19万9,000円の増額。長期貸付金の職員貸付金102万円の減は執行残の整理であります。

次に、収入は、資本的収入から101万4,000円を減額し、補正後の収入予定額を1,220万8,000円に改めるものであります。

内訳は、他会計負担金が148万6,000円の追加で、起債償還額の増加によるものであります。企業債250万円の減額は、特殊浴槽取替工事の事業費確定に伴う執行残の整理であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,292万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,292万1,000円で補てんをいたします。

補正予算書の1頁をご覧ください。第2条、業務の予定量の年間患者数、入院延べ「5,840人」を「4,493人」に、外来延べ「2万655人」を「1万6,033人」に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出は、概要の中で説明しましたので、省略させていただきます。

2頁をご覧ください。第5条は、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費の減額により、予算総額を5億1,878万2,000円に改めるものであります。

第6条は、他会計からの補助金で、予算第7条中、3億9,200万円を4億2,900万円に改めるものであります。

第7条は、たな卸資産購入限度額で、予算第7条中、5,507万9,000円を5,352万9,000円に改めるものであります。

第8条は、企業債で、事業費確定に伴い、予算第9条中、限度額990万円を740万円に改めるものであります。

以上が、令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、2頁、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条他会計からの補助金、第7条たな卸資産購入限度額、第8条企業債を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和8年度長万部町一般会計予算から

◎議案第27号 令和8年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（柏倉恵里子） 日程第22、議案第19号令和8年度長万部町一般会計予算から日程第30、議案第27号令和8年度長万部町病院事業会計予算までの9件の議題を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております9件の議案については、議長を除く8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております9件の議案については議長を除く8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため14時20分まで休憩いたします。

14時06分 休憩

14時20分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において委員長及び副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長に辻議員、副委員長に北川議員。以上のとおりであります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

14時20分 休憩
〔教育長（近藤英隆）除斥〕
14時21分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります同意第1号長万部町教育委員会教育長の任命についての議案が町長より提出されましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部教育委員会教育長の任命について

○議長（柏倉恵里子） 日程第31、同意第1号長万部教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

教育長近藤英隆氏は、令和8年3月31日付けをもって任期満了となりますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める者は近藤英隆氏で、住所などにつきましては、議案に記載のとおりであります。なお、任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年となります。よろしくご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

14時24分 休憩
〔近藤英隆氏入場〕
14時24分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの任命同意に対し、近藤英隆君から挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。
近藤英隆君。

〔近藤英隆氏登壇〕

○近藤英隆 本定例会の貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。ただいま教育長の任命に対しまして同意をいただき、身に余る光栄であり、責任の重大さに身の引き締まる思いであります。微力ではございますが、初心を忘れずに教育行政に対しまして努力してまいりますので、議員皆様方のご支援、ご理解、ご協力をお願いし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〔教育長（近藤英隆）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で挨拶を終わります。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等の調査のため3月4日から5日までの2日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって3月4日から5日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。なお、本会議は3月6日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

14時26分 散会
